

# 令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3－(17)）

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。
政策体系上の位置付け	人権の擁護 （Ⅲ－11－(1)）
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。<sup>*1</sup></li> <li>・人権相談窓口の周知広報活動，人権相談体制の整備及び調査救済体制の整備を通じて，人権侵害による被害の救済及び予防を図る。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>今日においても，子ども・高齢者・障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻ないじめなど，人権が侵害される事案は後を絶たず，虐待によって子どもが命を落とすという痛ましい事案も発生している。また，最近では，インターネットを利用した人権侵害の増加や，新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見・いじめ等の人権問題が大きな社会問題となっている。</p> <p>また，グローバル化の進展に伴い，全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現や，SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現がより一層求められている。</p> <p>こうした社会を実現するには，国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実にを行うことで，人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。</p> <p>また，こうした社会の実現のためには，人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり，人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに，人権相談体制の整備を通じて，虐待等による深刻な結果が生じる前に気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応するほか，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずることを目標とした。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定，平成23年4月1日一部変更） <sup>*2</sup>
政策評価実施予定時期	令和6年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	3年度	4年度	5年度
1 法務省ホームページの人権啓	53.8	令和2年	対前年度増	対前年度増（た	対前年度増（た

啓等に関するページ及びその掲載資料について、人権に関する理解や関心が深まったと回答した者の割合（％）	度	だし、前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増を目標値とする。）	だし、前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増を目標値とする。）
--	---	-------------------------------------	-------------------------------------

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、人権啓発活動においては、各種啓発資料を活用している。これらの資料については、モニター調査を行い、啓発の効果を測定することが有効である。なお、啓発活動としては、法務省ホームページを活用したものや、啓発冊子の配布、研修やイベントの開催など様々な形態で展開しているところであるが、国民の情報収集手段はインターネットが中心となっている上、コロナ禍においては、更にインターネット上のコンテンツへの需要が高まっていることに鑑みると、今後は、国民の人権問題への理解を深め、人権意識を高める手段としては、ホームページを利用した啓発活動に注力することが有効かつ効率的である。そこで、法務省ホームページの人権啓発等に関するページ及びその掲載資料について、人権に関する理解や関心が深まったと回答した者の割合を測定指標に設定した。

なお、毎年度その増加を図ることで、啓発資料の効果を着実に向上させていくため、目標値を対前年度増（前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増）としている。

過去の実績	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
法務省ホームページの人権啓発等に関するページ及びその掲載資料について、人権に関する理解や関心が深まったと回答した者の割合（％）	58.5	43.6	44.0	53.8		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス数（回）	1,809,616	1,411,378	1,272,073	1,730,603		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
モニター調査より前に、法務省ホームページの人権啓発等に関するページへリンクするインターネット広告を見たことがあると回答した者の割合（％）	14.1	19.7	21.9	16.8		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
モニター調査より前に、法務省ホ	—	58.6	62.1	58.4		

ホームページの人権啓発等に関するページへリンクするインターネット広告を見たことがあると回答した者の中で、さらに、リンク先のページを見たと回答した者の割合 (%)						
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
モニター調査より前に、法務省ホームページの人権啓発等に関するページ及びその掲載資料を見たことがあると回答した者の割合 (%)	—	13.7	13.8	11.8		

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	3年度	4年度	5年度
2 人権シンポジウム <sup>3</sup> 総参加者数 (人)	5,973	令和2年度	対前年度増	対前年度増 (ただし、前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増を目標値とする。)	対前年度増 (ただし、前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増を目標値とする。)

測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度) の設定の根拠

日常生活で発生する身近な人権課題や、社会的関心の高い人権課題について、より深く、より広く国民の理解を得るため、それらをテーマとしたシンポジウムを開催し、国民の参加を促している。その効果を検証するため、当該年度中のシンポジウムへの参加者数 (オンライン配信による視聴者数を含む。) を測定指標に設定した。

なお、毎年度その増加を図ることで、その効果を着実に向上させていくため、目標値を対前年度増 (前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増) としている。

過去の実績	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
人権シンポジウム総参加者数 (人)	268	953	1,043	5,973		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
人権シンポジウム1回当たりの参加者数 (人)	134	238	261	1,493		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度

人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合（％）	89.2	93.4	88.5	98.6 ※1		
---------------------------------------	------	------	------	------------	--	--

（※1）令和2年度においては、人権シンポジウムを4回開催しているが、そのうちの1回については、通常と異なった開催形態（内閣府大臣官房政府広報室との共催）であったため、他の人権シンポジウムと同様のアンケートを実施していないことから、測定の対象とはしなかった。

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	3年度	4年度	5年度
3 法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解や関心が深まった者の割合（％）	71.0	令和元年度 ※2	対前々年度増	対前年度増（ただし、前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増を目標値とする。）	対前年度増（ただし、前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増を目標値とする。）

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、地域の実情を踏まえ、地方公共団体と連携した各種の人権啓発活動を展開している。その啓発効果を検証するため、モニター調査を行い、効果を測定することが有効である。そこで、それらの人権啓発活動において人権に関する理解や関心が深まった者の割合を測定指標に設定した。

なお、毎年度その増加を図ることで、その啓発効果を着実に向上させていくため、目標値を対前年度増（前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増）としている。

過去の実績	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解や関心が深まった者の割合（％）	85.0	68.8	71.0	69.7		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
法務省が地方公共団体と連携して実施した事業数（回）	3,161	3,000	3,324	2,750		

（※2）令和2年度の数値が令和元年度を下回るため、令和元年度を基準年度とした。

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	3年度	4年度	5年度
4 モニター調査による人権相談窓口の認知度（％）	31%	令和2年度 ※3	対前年度増	対前年度増（ただし、前年度	対前年度増（ただし、前年度

					が前々年度を下回った場合は、対前々年度増を目標値とする。)	が前々年度を下回った場合は、対前々年度増を目標値とする。)
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>人権相談窓口の存在が国民に認知されなければ相談窓口は利用されず、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握して迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが困難となるため、人権相談体制の整備と併せて、人権相談窓口の周知広報活動を行う必要がある。</p> <p>その効果を検証するため、モニター調査を実施し、人権相談窓口の認知度を測定指標とした。</p> <p>なお、毎年度その増加を図ることで、その効果を着実に向上させていくため、目標値を対前年度増（前年度が前々年度を下回った場合は、対前々年度増）として設定している。</p>						
過去の実績	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
モニター調査による人権相談窓口の認知度（%）	36.1	40.4	38.9	30.6		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
法務省ホームページの「子どもの人権110番 <sup>4</sup> 」に関するページのアクセス数（回）	351,916	637,368	499,623	356,298		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
法務省ホームページの「女性の人権ホットライン <sup>5</sup> 」に関するページのアクセス数（回）	106,662	179,446	175,709	159,766		

（※3）令和2年度は令和元年度よりも数値が下回っているが、令和2年度からモニター調査の際の設問形式を変更しているため、同年度を基準年度とした。

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	3年度～5年度
5 人権相談・調査救済体制の整備状況	—	—	<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に</p>

			移行し、個々の事案に応じた迅速かつ確かな救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。
--	--	--	---

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

人権相談は、全ての人、特に、児童虐待等の身近な者にも助けを求め難い被害者にとってアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ確かな救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。

そこで、「人権相談・調査救済体制の整備状況」を測定指標とした。具体的には、人権相談について、受付種別ごとの件数及び全体の相談件数に占める割合、人権侵犯事件の対応件数等の実績値等を分析するとともに、情報化の進展等による個々の事案の複雑困難度も加味し、達成度合いを評価する。

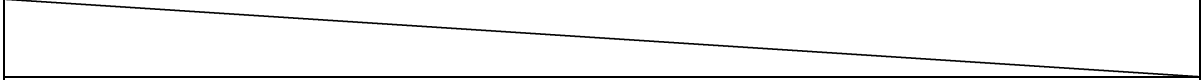
**施策の進捗状況（実績）**

**2年度**

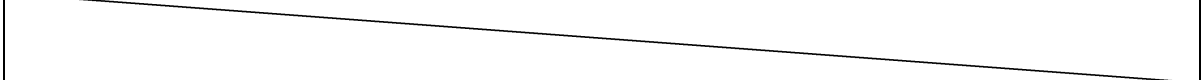
法務局における面談や電話での常設の人権相談のほか、デパート、公民館等の特設会場における人権相談、専用電話（子どもの人権110番、女性の人権ホットライン）による人権相談、インターネット受付による人権相談、全国の児童生徒に配布した手紙による人権相談（「子どもの人権SOSミニレター」）、SNSによる人権相談など様々な手段により、人権相談体制の整備を図った。特に子ども、女性については、別途人権相談強化週間を設け、その間の相談体制を充実させて、手厚い対応を行った。

また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じた。例えば、児童虐待など緊急対応を要する事案は、事案を認知してから24時間以内に関係機関に連絡し対応を開始するなど、速やかに学校や児童相談所、警察などの関係機関と連携を図り、児童を保護するなどの措置を講じた。

**3年度**



**4年度**



参考指標	年ごとの実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	4年
人権相談件数（全体）（件）	225,040	216,239	203,570	173,634		
参考指標	年ごとの実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	4年
「子どもの人権110番」における相談件数（件） ※括弧内は全体に占める割合（％）	22,122 (9.8)	21,351 (9.9)	21,130 (10.4)	15,603 (9.0)		
参考指標	年ごとの実績値					

	29年	30年	元年	2年	3年	4年
「女性の人権ホットライン」における相談件数（件） ※括弧内は全体に占める割合（％）	19,656 (8.7)	19,151 (8.9)	17,328 (8.5)	14,324 (8.2)		
参考指標	年ごとの実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	4年
児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター <sup>＊6</sup> 」における相談件数（件） ※括弧内は全体に占める割合（％）	16,005 (7.1)	14,410 (6.7)	15,594 (7.7)	10,704 (6.2)		
参考指標	年度ごとの実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
特設人権相談所における相談件数（件） ※括弧内は全体に占める割合（％）	23,041 (10.2)	20,855 (9.6)	18,775 (9.2)	9,266 (5.3)		
参考指標	年ごとの実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	4年
インターネットによる相談件数（件） ※括弧内は全体に占める割合（％）	8,351 (3.7)	8,957 (4.1)	10,687 (5.2)	12,653 (7.3)		
参考指標	年ごとの実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	4年
人権侵犯事件の新規救済手続開始件数（件）	19,533	19,063	15,420	9,589		
参考指標	年ごとの実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	4年
人権侵犯事件の未済件数（件）	953	1,076	1,077	666		
参考指標	年ごとの実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	4年
人権侵犯事件の対応件数（件）	19,722	18,936	15,404	10,002		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
①人権侵害による被害者救済活動の実施 (昭和23年度)	232百万円 (220百万円)	233百万円 (224百万円)	266百万円 (245百万円)	295 百万円	4, 5

達成手段の概要等	令和3年行政事業 レビュー事業番号
全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット、手紙等により人権に関する相談を受け付けるほか、特に子どもについては全国の小中学生への「子どもの人権SOS ミニレター」の配布等により児童虐待やいじめの早期発見・対応を図るなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告や人権侵害の疑われる事案を認知等した場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、緊急対応を要する場合は、児童相談所や学校などの関係機関と連携するなど、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。	0054

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度)	1,537百万円 (1,522百万円)	1,544百万円 (1,523百万円)	1,394百万円 (1,131百万円)	1,523 百万円	1, 2, 3, 4, 5
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4,000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。				0055	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
③全国的視点に立った人権啓発活動の実施 (昭和23年度)	329百万円 (318百万円)	361百万円 (354百万円)	334百万円 (300百万円)	344 百万円	1, 2
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題(例: HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等)をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催したりするなど、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動を実施している。また、多様な媒体(ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等)を通じて、マスメディア等を活用した人権啓発活動等を実施している。				0056	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
④人権関係情報提供活動等の委託等	216百万円 (216百万円)	206百万円 (206百万円)	306百万円 (306百万円)	323 百万円	1, 2



(昭和62年度)					
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター <sup>*7</sup> (法人番号7010405010487。以下「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業 <sup>*8</sup> 等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。				0057	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度)	1,021百万円 (1,021百万円)	1,069百万円 (1,069百万円)	1,070百万円 (1,070百万円)	1,011 百万円	3
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。 なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動等を行っている。				0058	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額
	30年度	元年度	2年度	
	3,334百万円 (3,296百万円)	3,413百万円 (3,375百万円)	3,370百万円 (3,052百万円)	3,495百万円

\*1 「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動」

人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、ポスター等の接触・認知型の啓発活動を行うことで興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや地方公共団体と連携して実施する人権啓発活動のような心理変容型の啓発活動を行うことで更なる人権意識の高揚を図っている。

\*2 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

\*3 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として毎年度4回程度実施する啓発活動

\*4 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

\*5 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

\*6 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(料金受取人払の便箋兼封筒)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じている。

\*7 「(公財)人権教育啓発推進センター」

人権に関する総合的な教育・啓発及び普及事業、情報収集・提供、調査・研究、研修事業のほか、人権教育・啓発を行う団体等への支援、人権教育・啓発に関する相談、人権に関する国際的連携事業を行っている公益財団法人

\*8 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業